

# チェックシート(建築物(立体駐車場等)の場合)

HP用

技 術 的 基 準		
車路 (施行令第8条)	はり下の高さは、2. 3m以上であるか	m以上 適 否
	屈曲部は、自動車を5m【3m】以上の内法半径で回転させることができる構造であるか	適 否
	傾斜部の縦断勾配は、17%を超えていないか	適 否
	傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げてあるか	適 否
駐車マスの高さ (施行令第9条)	路外駐車場の駐車マスのはり下の高さは、2. 1m以上であるか	m以上 適 否
避難階段 (施行令第10条)	直接地上へ通ずる出入口のない階に自動車の駐車マスを設けるときは、建築基準法施行令第123項第1項もしくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けているか。	適 否
防火区画 (施行令第11条)	給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合、この施設と路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画してあるか。	適 否
換気装置 (施行令第12条)	内部の空気を床面積1㎡当たり毎時14㎡以上の換気能力を有する換気装置が設けられているか。(窓等の開口部があり、換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上である場合を除く)	適 否
照明装置 (施行令第13条)	自動車の車路の路面は、10ルクス以上の照度を保つ照明装置があるか	lx以上 適 否
	駐車マスの部分の床面は、2ルクス以上の照度を保つ照明装置があるか	lx以上 適 否
警報装置 (施行令第14条)	自動車の出入り及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けているか	適 否

※予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。(施行令第15条)

※大臣認定を受けた装置を設置する場合は、大臣認定書の写しを提出してください。